

**平成 26 年三重県議会定例会**  
**予算決算常任委員会 総務地域連携分科会説明資料**  
**目 次**

**◎議案補充説明**

- 1 議案第 3 号 平成 26 年度三重県一般会計予算【地域連携部関係】について  
・・・・・・・・・・ 1
- 2 議案第 103 号 平成 25 年度三重県一般会計補正予算(第 8 号)【地域連携部関係】  
について  
・・・・・・・・・・ 17
- 3 議案第 30 号 三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案について  
・・・・・・・・・・ 19
- 4 議案第 31 号 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案  
について  
・・・・・・・・・・ 21
- 5 議案第 79 号 三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例案について  
・・・・・・・・・・ 23
- 6 議案第 80 号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案につ  
いて  
・・・・・・・・・・ 27
- 7 議案第 82 号 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案について  
・・・・・・・・・・ 35
- 8 議案第 83 号 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案について  
・・・・・・・・・・ 37
- 9 議案第 86 号 三重県立ゆめドームうへの条例の一部を改正する条例案について  
・・・・・・・・・・ 39

**◎所管事項**

- 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告につ  
いて  
・・・・・・・・・・ 43

平成 26 年 3 月 12 日  
地域連携部

# 1 議案第3号 平成26年度三重県一般会計予算【地域連携部関係】について

## (1) 平成26年度当初予算主要事業

### 地域連携部

#### 政策名、施策名及び事業の内容

《政策名：スポーツの推進～夢と感動を育む社会～》

《施策名：(241) 学校スポーツと地域スポーツの推進》

(一部新) 1 スポーツ環境づくり推進事業

3,269千円

【(24102) 地域スポーツの活性化】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

三重県スポーツ推進条例(仮称)の制定及びスポーツ推進に関わる基本計画の策定に向け、三重県スポーツ推進審議会や県議会をはじめ、様々な関係の皆さんのご意見を踏まえながら、取組を進めます。

2 広域スポーツセンター事業

9,870千円

【(24102) 地域スポーツの活性化】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

総合型地域スポーツクラブの課題解決に向けて、広域スポーツセンターを中心に指導者の育成やクラブアドバイザー等をクラブに派遣するなど、市町や関係団体と連携して取り組めます。

3 みえのスポーツ応援事業【新しい豊かさ協創2】

2,029千円

【(24102) 地域スポーツの活性化】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

みえのスポーツ応援隊(スポーツボランティアバンク)の普及啓発・育成及び各種スポーツイベント等での活用を促進するとともに、ボランティアリーダーの育成などの充実を図り、県民が広くスポーツを支える人材の育成に取り組めます。

4 みえのスポーツ地域づくり推進事業【新しい豊かさ協創2】

1,918千円

【(24102) 地域スポーツの活性化】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

スポーツによる地域の活性化を図るため、市町が実施するスポーツコミッションの取組にアドバイザーの派遣を行うとともに、スポーツイベント等に対するメディカルサポート及び県内トップチームの選手を派遣するなど、市町の取組に対し支援を行います。

政策名、施策名及び事業の内容

(新) 5 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致等推進事業

646 千円

【(24102) 地域スポーツの活性化】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

スポーツをとおした地域の活性化を図るため、オリンピック等のキャンプ地の誘致等に取り組みます。

〈施策名：(242) 競技スポーツの推進〉

(一部新) 1 競技力向上対策事業

143,842 千円

【(24201) 競技力の向上】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

各競技団体が実施する合宿、遠征等の強化活動を支援するとともに、国内トップレベルの指導者を特別コーチとして招へいするなど指導体制の充実により、競技力向上対策の強化を図ります。

(一部新) 2 競技スポーツジュニア育成事業【新しい豊かさ協創2】

46,729千円

【(24201) 競技力の向上】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

三重県競技力向上対策基本方針にある推進計画に基づき、高等学校運動部の強化指定の拡充に加え、新たに全国大会で活躍が期待できる中学校運動部の強化指定を行うとともに、スポーツ少年団や中高運動部の指導者の資質向上を目的とする研修会等の実施により、ジュニア・少年選手の発掘・育成・強化を計画的に推進します。

3 第76回国民体育大会開催準備事業

25,678 千円

【(24201) 競技力の向上】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 1 スポーツ推進費)

第76回国民体育大会の本県開催に向け、開催県や開催予定県から情報を収集し、準備委員会総会等を開催するとともに、会場地選定に向けた調査や調整、県民への周知及び競技役員等の養成など、開催準備を円滑に推進します。

4 県営総合競技場事業

142,094千円

【(24202) スポーツ施設の充実】

(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)

県営陸上競技場について、(公財)日本陸上競技連盟の定める第1種公認の施設基準に対応するため、その改修に着手します。

また、指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効果的・効率的な管理運営を行います。

政策名、施策名及び事業の内容

- 5 県営鈴鹿スポーツガーデン事業 364,138千円  
【(24202) スポーツ施設の充実】  
(第2款 総務費 第12項 スポーツ推進費 2 スポーツ施設費)  
水泳場の機械設備の更新及びサッカー・ラグビー場に係る改修等を行います。  
また、指定管理者制度を活用して、利用者のニーズに応じた効果的・効率的な管理運営を行います。

《政策名：地域との連携～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～》

〈施策名：(251) 南部地域の活性化〉

- 1 南部地域活性化推進事業（総合調整事業）【南部地域活性化プログラム】  
4,887千円  
【(25101) 市町のフレキシブルな連携】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
南部地域活性化推進協議会において、各種取組の進捗状況の共有や基金を活用した事業の検討・協議を行うとともに、三大都市圏において「移住相談会」を開催するなど、移住・定住促進に向けた情報発信等を行います。
- 2 南部地域活性化基金積立金【南部地域活性化プログラム】 48,000千円  
【(25101) 市町のフレキシブルな連携】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
南部地域における働く場の確保や定住を促進するため、地域や市町のニーズに応じて、複数市町が連携して取り組む事業等を支援する基金の積み増しを行います。
- 3 幹線道路を活用した誘客促進事業【南部地域活性化プログラム】  
15,535千円  
【(25101) 市町のフレキシブルな連携】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
複数市町が連携して取り組む幹線道路（サニーロード、R42号）を活用した誘客促進の取組について、南部地域活性化基金を活用して支援します。
- 4 子どもの地域学習推進事業【南部地域活性化プログラム】 2,233千円  
【(25101) 市町のフレキシブルな連携】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
地域を担う人材を育成するため、複数市町が連携して取り組む、地域への愛着心を育む子どもの教育に対し、南部地域活性化基金を活用して支援します。

政策名、施策名及び事業の内容

- 5 企業立地セミナー開催事業【南部地域活性化プログラム】 2,235千円  
【(25101) 市町のフレキシブルな連携】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

南部地域における企業誘致を促進するため、複数市町が連携して取り組む、都市部での企業立地セミナーについて、南部地域活性化基金を活用して支援します。

- (一部新) 6 熊野古道世界遺産登録10周年キャンペーン事業

【南部地域活性化プログラム】 8,000千円

【(25101) 市町のフレキシブルな連携】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

東紀州地域の5市町が連携して展開する熊野古道世界遺産登録10周年キャンペーンの取組に対し、南部地域活性化基金を活用して支援します。

- (新) 7 伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業

【南部地域活性化プログラム】 6,093千円

【(25101) 市町のフレキシブルな連携】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

伊勢市から大紀町までの5市町が連携して、伊勢からはじまる「熊野古道伊勢路」の魅力を発信する取組に対し、南部地域活性化基金を活用して支援します。

- 8 集落支援モデルの構築事業【南部地域活性化プログラム】 6,383千円

【(25102) 課題解決に向けた県の取組】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

集落機能を維持するため、市町・大学と連携して、モデル地域において集落が抱える課題に対する地域住民の主体的な取組について、南部地域活性化基金を活用して支援します。

- 9 地域資源を活用した雇用創出事業【南部地域活性化プログラム】

9,500千円

【(25102) 課題解決に向けた県の取組】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

地域資源を活用して新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、南部地域活性化基金を活用して、雇用の創出を支援します。

政策名、施策名及び事業の内容

〈施策名：(252) 東紀州地域の活性化〉

- 1 東紀州地域振興推進事業【南部地域活性化プログラム】 19,208千円

【(25201) 地域の自立に向けた環境整備】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

東紀州地域振興公社において、観光商品づくりやエージェントセールスなどにより集客交流を図るとともに、物産展等を通じた販路開拓などの取組により、地域の活性化につなげます。

- 2 熊野古道センター運営事業【南部地域活性化プログラム】 68,835千円

【(25202) 地域資源を生かした集客交流】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

熊野古道センターにおいて、熊野古道を核とする魅力ある企画展や地域と連携した交流イベントの実施、情報発信等により集客交流を促進します。

- 3 紀南中核的交流施設整備事業【南部地域活性化プログラム】 285,292千円

【(25202) 地域資源を生かした集客交流】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

紀南中核的交流施設において、事業者の独立採算により運営を行うことを条件とし、整備等にかかる費用の一部を補助することにより集客交流を促進します。

- 4 熊野古道世界遺産登録10周年事業【南部地域活性化プログラム】

50,000千円

【(25202) 地域資源を生かした集客交流】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

熊野古道世界遺産登録10周年事業を市町、地域と一体となって展開することで、東紀州地域の賑わいの創出を図るとともに、熊野古道の価値を次世代に伝えていくための環境整備を行います。

- 5 「吉野・高野・熊野の国」事業

5,168千円

【(25202) 地域資源を生かした集客交流】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

奈良県、和歌山県と連携して、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の情報発信やイベントの開催などにより世界遺産を核とした紀伊半島の広域観光を推進します。

政策名、施策名及び事業の内容

〈施策名：(253)「美し国おこし・三重」の新たな推進〉

- 1 パートナーグループ活動支援事業 【新しい豊かさ協創5】 96,626千円  
【(25301)「地域での美し国おこし」の推進】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

地域をよりよくしていこうとする住民の皆さんの活動をサポートするため、県や市町をはじめさまざまな主体で構成する実行委員会において、プロデューサーの助言や専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化の支援、財政的支援などを行います。

- 2 イベント手法展開事業 【新しい豊かさ協創5】 67,637千円  
【(25302) イベント手法を活用した情報発信力のある取組の展開】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

県や市町をはじめさまざまな主体で構成する実行委員会において、「県民力拡大プロジェクト」として、「縁博みえ2014」を4月から11月に、「三重県民大縁会」及び「第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会」を11月に実施します。

〈施策名：(254) 農山漁村の振興〉

- 1 三重のふるさと応援カンパニー推進事業 2,743千円  
【(25403) 人や産業が元気な農山漁村づくり】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

企業のCSR（社会貢献）活動と農山漁村地域を結びつけることで、両者にメリットが生まれるより良い関係をつくっていくため、マッチングの推進を支援するほか情報発信や意見交換を通じて取組の拡大を図ります。

〈施策名：(255) 市町との連携による地域活性化〉

- 1 地域づくり調整事業 30,445千円  
【(25501) 市町との連携・協働による地域づくり】

(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（地域会議）の取組等により、住民に最も身近な自治体である市町との連携を強化して、市町や地域の実情に応じた地域づくりの支援等に取り組みます。

政策名、施策名及び事業の内容

- 2 地域活性化支援事業 10,002 千円  
【(25502) 過疎・離島・半島地域の振興】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
過疎地域等条件不利地域において、魅力と活力ある地域づくりを推進するため、市町が行う住民の身近な生活課題を解決するための取組や地域の特色を生かした活性化の取組に対して支援します。
- 3 木曾岬干拓地整備事業 1,012,110 千円  
【(25503) 特定地域の活性化】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
県土地開発公社が国から先行取得した土地の買戻し、環境影響評価事後調査、排水機場及び所管堤防等の維持管理・修繕、わんぱく原っぱの維持管理、メガソーラー事業の実施に伴う道路等の環境整備を行うとともに、土地利用計画の策定に向け木曾岬干拓地土地利用検討協議会を通じて関係市町とともに検討を進めます。
- 4 特定振興地域推進事業 32,607 千円  
【(25503) 特定地域の活性化】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
大仏山地域における土地利用の指針として策定した三重県大仏山地域土地利用構想に基づき、散策路の整備等土地利用に向けた取組を進めます。
- 5 宮川流域圏づくり推進事業 5,661 千円  
【(25504) 宮川流域圏づくりの推進】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
宮川の流量の回復や水質をはじめとした自然の保全、地域が主体的に取り組む地域づくりを促進していくため、引き続き「宮川流域ルネッサンス協議会」に参画し、宮川流域圏づくりを推進します。



政策名、施策名及び事業の内容

《政策名：安心と活力を生み出す基盤

～県民の生活や経済活動を支える基盤の整備～》

〈施策名：(352)公共交通網の整備〉

- 1 地方バス路線維持確保事業 247,469千円  
【(35201) 生活交通の確保】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)  
地域間を結ぶ幹線バスに支援するとともに、市町や交通事業者、住民等とともに協議を行い、生活交通の維持・確保に取り組みます。
- 2 鉄道利便性・安全性確保等対策事業 139,265千円  
(222,765千円※H25年度2月補正含みベース)  
【(35201) 生活交通の確保】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)  
中小鉄道事業者が行う安全性・利便性の向上を図るための施設整備や老朽化した施設の改良、鉄道事業者が行う耐震対策について、国等と協調して支援します。
- 3 航空関係費 12,685千円  
【(35202) 広域・高速交通ネットワークの形成】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)  
中部国際空港利用促進協議会や関西国際空港全体構想促進協議会の活動を通じて、両空港の利用促進や機能充実促進に取り組みます。
- 4 リニア中央新幹線関係費 2,855千円  
【(35202) 広域・高速交通ネットワークの形成】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)  
東京・大阪間の全線同時開業に向けて、全国期成同盟会や三重県期成同盟会の活動を通じて、国やJR東海へ働きかけるとともに、広報、啓発活動に取り組みます。
- 5 総合交通ビジョン策定事業 4,332千円  
【(35202) 広域・高速交通ネットワークの形成】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 4 交通政策費)  
生活交通の維持・確保といった課題や広域・高速交通ネットワークの形成などの新たな動向をふまえ、交通に関する総合的な政策の方向を示すビジョンを策定します。

政策名、施策名及び事業の内容

〈施策名：(354)水資源の確保と土地の計画的な利用〉

- 1 工業用水道事業会計出資金 1,171,940千円  
【(35401)水資源の確保と有効利用】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)  
県勢振興のため先行的に確保した水源に係る償還金等について、一般会計から工業用水道事業会計に出資を行います。
- 2 地価調査費 29,000千円  
【(35403)土地の基礎調査の推進】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)  
県内全域の基準となる地点の標準価格を公表します。また、不動産鑑定業の指導監督を行います。
- 3 地籍調査費負担金 207,324千円  
【(35403)土地の基礎調査の推進】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 5 資源対策費)  
土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するため、地籍の明確化を図ることとし、地籍調査を実施する24市町に対し、経費の一部を支援します。

《行政運営》

〈行政運営名：(5)市町との連携の強化〉

- 1 県と市町の地域づくり連携・協働推進事業 393千円  
【(40501)地方分権の推進】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 1 地域振興費)  
「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(全県会議)において、市町との連携を一層強化するため、全県的な課題について、有意義で効果的な意見交換などを行います。
- 2 特例処理事務交付金 178,203千円  
【(40501)地方分権の推進】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 2 市町振興費)  
知事の権限に属する事務のうち、「三重県の事務処理の特例に関する条例」により市町長に権限を移譲した事務の執行等に要する経費を市町に交付します。

政策名、施策名及び事業の内容

- 3 市町合併推進事業 333,418千円  
【(40502) 市町行財政運営の支援】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 2 市町振興費)  
合併市町が行う新しいまちづくり事業に対し合併支援交付金を交付するなど、必要な支援を行います。

〈行政運営名：(7) IT利活用の推進〉

- 1 申請・届出等オンライン受付システム整備推進事業 17,990千円  
【(40701) ITを利活用した行政サービスの提供】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)  
電子申請・届出システムの安定運用を行い、いつでも、どこでも県への行政手続きができる電子自治体を推進します。

- 2 総合文書管理システム整備推進事業 247,335千円  
【(40702) 情報ネットワークおよび行政情報システムの整備と適正な運用】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)  
文書処理のライフサイクル全般を電子化した総合文書管理システムについて、システム寿命及びセキュリティ対策として再構築を実施し、行政事務の効率化を推進します。

- 3 情報ネットワーク維持管理費 703,331千円  
【(40702) 情報ネットワークおよび行政情報システムの整備と適正な運用】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)  
全庁の情報通信基盤となる三重県情報ネットワークについて、老朽化した機器の更新・システムの再構築を実施し、安定的運用に努めます。

- 4 IT投資の効率化事業 169,492千円  
【(40704) 最適なIT利活用を実現するための仕組みの確立】  
(第2款 総務費 第6項 地域振興費 3 情報対策費)  
全庁的なIT投資管理体制を確立していくため、引き続き外部専門家支援業務を委託し、さらなるIT投資の適正化やコスト削減に取り組むとともに、全庁情報システムの最適化を図るため、平成21年度に導入した統合サーバ等の共通機能基盤の再構築を実施します。

(2) 県営施設に係る指定管理者の更新に伴う債務負担行為の  
設定について

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三重県立熊野古道センターの 指定管理に係る協定	平成26年度 ～平成31年度	344,352

## 指定管理者制度活用の方針について

### 1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

#### (1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県立熊野古道センター（以下「センター」という。）の管理について、民間事業者等が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮させ、もって県民サービスの向上と経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

#### (2) 施設の設置目的（役割）

センターは、平成16年7月、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」のうち、三重県内の指定地（以下「熊野古道」という。）に関する歴史、自然、文化等を紹介するとともに、熊野古道やその周辺地域に関する活動及び交流の場の提供などを行うことにより、地域の振興に寄与することを目的として設置しています。

#### (3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

センターは、熊野古道とその周辺地域の魅力を国内外に発信し、人々の交流を深める拠点づくりを目指し、情報収集・集積、交流、情報発信に資する事業を実施します。また、その際に地域資源の有効活用や、世界遺産登録10周年を契機とした熊野古道の保全意識やホスピタリティをさらに向上させるため、地域と連携した事業の実施等一層効果的な管理運営を図っていきます。

#### (4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県立熊野古道センター
イ 所在地	三重県尾鷲市大字向井字村島12番4
ウ 構造規模等	
敷地面積	33,265.98 m <sup>2</sup>
延床面積	2,429.33 m <sup>2</sup> (交流棟 852.93 m <sup>2</sup> 、展示棟 852.93 m <sup>2</sup> 、研究収蔵棟 723.47 m <sup>2</sup> )
構 造	木造平屋建て（交流棟及び展示棟） 鉄筋コンクリート平屋建て（研究収蔵棟）

#### (5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を

確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

#### ア 業務の内容

- (ア) 情報の収集・集積に関する業務
- (イ) 人々の交流に関する業務
- (ウ) 情報発信に関する業務
- (エ) 施設の利用許可等に関する業務
- (オ) 利用に係る料金の収受に関する業務
- (カ) 施設の維持管理に関する業務
- (キ) その他センターの管理運営上必要と認める業務

#### イ 成果目標

※ ( ) 内は前期 (第2期) 指定管理者募集要項での成果目標

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| (ア) 事業参加者数 | 80,000人 (50,000人) |
| (イ) 施設稼働率  | 50% (45%)         |
| (ウ) 利用者満足度 | 90% (90%)         |

#### (6) 利用料金制採用の考え方

センターの管理運営にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を目指して、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用します。

#### (7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を予定しています。

#### (8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 344,352千円（5年間）

（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）各年度における指定管理料概算額

平成27年度	68,368	千円
平成28年度	68,996	千円
平成29年度	68,996	千円
平成30年度	68,996	千円
平成31年度	68,996	千円

## 2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

### (1) 募集の方法

広く民間事業者等のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

### (2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、経営に関する有識者、施設利用代表者・地域住民代表者（公募により選定）などによる5名の民間委員で構成することを予定しています。

### (3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる応募者を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、センターの施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

## 3 今後の日程に関する事項（予定）

26年 2月	平成26年2月定例会に、債務負担行為設定の予算議案を提出
5月～	選定委員会の開催（審査基準、配点表等を決定）
6月	募集開始

- 10月 平成26年9月定例会に、指定管理候補者の選定状況を報告
- 11月 指定管理候補者の決定  
平成26年11月定例会に、指定管理者指定議案を提出
- 27年 1月 指定管理者の指定
- 2月 指定管理者と協定締結
- 4月 指定管理者による施設管理開始





2 議案第103号 平成25年度三重県一般会計補正予算(第8号)【地域連携部関係】について  
 平成25年度 最終補正予算主要項目一覧表

(単位:千円)

款 項 目	事 業 目	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補 正 の 概 要
一般会計		11,431,442	△ 341,126	11,090,316	
(第2款) 総務費		11,431,442	△ 341,126	11,090,316	
(第6項) 地域振興費		9,255,865	△ 222,261	9,033,604	
(第1目) 地域振興費		4,425,879	△ 78,669	4,347,210	
	木曾岬干拓地整備事業費 木曾岬干拓地整備事業費	928,356	△ 69,866	858,490	環境影響評価事後調査委託 及び排水機場修繕・改修工 事の入札減等による減
(第2目) 市町振興費		1,995,105	△ 96,765	1,898,340	
	市町振興費 住民基本台帳ネットワークシス テム整備事業費	141,520	△ 35,997	105,523	住民基本台帳ネットワー クシステムにかかる県内ネットワ ーク監視・保守契約の額の確定 及び代表端末、業務端末等 の更新にかかる入札減等によ る減
(第3目) 情報対策費		842,034	△ 42,826	799,208	
	情報ネットワーク及び行政情報シ ステムの整備と適正な運用事業費 情報ネットワーク維持管理費	409,062	△ 25,481	383,581	次期三重県情報ネットワー クシステムの構築にかかる入札 減等による減
(第7項) 選挙費		876,685	△ 92,589	784,096	
(第6目) 参議院議員 選挙費		826,188	△ 93,066	733,122	
	参議院議員選挙費 参議院議員選挙費	87,410	△ 21,974	65,436	執行経費の精査による減
	参議院議員選挙費 参議院議員選挙市町等交付金	734,591	△ 71,092	663,499	執行経費の精査による減



3 議案第 30 号 三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案について

○三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表(第十一条、第十八条関係)											
非常設展示室			映像ホール			会議室			和室		
区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
午前九時から	午後一時から	午後六時から	四、三〇〇円	六、一六八、二〇〇円	九、二三三、三〇〇円	一、〇一〇円	一、五三三、〇三三円	一、〇一〇円	三、四七四、六三三円	五、二一六、九五六円	〇円
正午まで	午後五時まで	午後十時まで	四、三〇〇円	六、一六八、二〇〇円	九、二三三、三〇〇円	一、〇一〇円	一、五三三、〇三三円	一、〇一〇円	三、四七四、六三三円	五、二一六、九五六円	〇円
午後一時から	午後六時から		四、三〇〇円	六、一六八、二〇〇円	九、二三三、三〇〇円	一、〇一〇円	一、五三三、〇三三円	一、〇一〇円	三、四七四、六三三円	五、二一六、九五六円	〇円

別表(第十一条、第十八条関係)											
非常設展示室			映像ホール			会議室			和室		
区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
午前九時から	午後一時から	午後六時から	四、一九五、五八〇円	五、九九七、九八七、九八〇円	八、九八一、九二二、三二二円	九、九〇〇円	一、四八一、九八一、九八〇円	九、九〇〇円	三、三八四、五一四、五一〇円	五、〇七六、七六六、七六〇円	〇円
正午まで	午後五時まで	午後十時まで	四、一九五、五八〇円	五、九九七、九八七、九八〇円	八、九八一、九二二、三二二円	九、九〇〇円	一、四八一、九八一、九八〇円	九、九〇〇円	三、三八四、五一四、五一〇円	五、〇七六、七六六、七六〇円	〇円
午後一時から	午後六時から		四、一九五、五八〇円	五、九九七、九八七、九八〇円	八、九八一、九二二、三二二円	九、九〇〇円	一、四八一、九八一、九八〇円	九、九〇〇円	三、三八四、五一四、五一〇円	五、〇七六、七六六、七六〇円	〇円

備考 一〇三 (略)	室 体験学習		入場料	二、〇〇二、六七三、六七
	合	入場料 を徴収 しない 場合	を徴収 しない	〇円
	する場 合	入場料	〇円	二、〇〇四、〇一四、〇一
		を徴収	〇円	二、〇〇四、〇一四、〇一

備考 一〇三 (略)	室 体験学習		入場料	一、九五二、六〇二、六〇
	合	入場料 を徴収 しない 場合	を徴収 しない	〇円
	する場 合	入場料	〇円	二、九二三、九〇三、九〇
		を徴収	〇円	二、九二三、九〇三、九〇

4 議案第 31 号 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案について

○三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案		現 行																			
<p>(使用料)</p> <p>第六条 前条第一項の許可（同項第二号に係る許可を除く。）を受けた者は、次の表に定める額の使用料を当該許可を受けた際納付しなければならない。</p>		<p>(使用料)</p> <p>第六条 前条第一項の許可（同項第二号に係る許可を除く。）を受けた者は、次の表に定める額の使用料を当該許可を受けた際納付しなければならない。</p>																			
<p>2 (略)</p> <p>(他の条例との関係)</p> <p>第十一条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(他の条例との関係)</p> <p>第十一条 この条例に定めるもののほか、三重県外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>業として写真、映画等を撮影する場合(他の利用者の利用を妨げるものに限る。)</td> <td>日額一台</td> <td>一、二九〇円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	(略)	(略)	(略)	業として写真、映画等を撮影する場合(他の利用者の利用を妨げるものに限る。)	日額一台	一、二九〇円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>業として写真、映画等を撮影する場合(他の利用者の利用を妨げるものに限る。)</td> <td>日額一台</td> <td>一、二六〇円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	(略)	(略)	(略)	業として写真、映画等を撮影する場合(他の利用者の利用を妨げるものに限る。)	日額一台	一、二六〇円
区 分	単 位	金 額																			
(略)	(略)	(略)																			
業として写真、映画等を撮影する場合(他の利用者の利用を妨げるものに限る。)	日額一台	一、二九〇円																			
区 分	単 位	金 額																			
(略)	(略)	(略)																			
業として写真、映画等を撮影する場合(他の利用者の利用を妨げるものに限る。)	日額一台	一、二六〇円																			



5 議案第 79 号 三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例案について

○三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表（第十一条、第十八条関係）

別表（第十一条、第十八条関係）

一 総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）

一 総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）

(一) 全部利用の場合

(一) 全部利用の場合

区	分		金額(円)
	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	
区	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	二、三七〇 二、九九〇 〇
分	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	六、九九〇 八、八五〇 〇
金額(円)	五八、三二〇 〇	七二、九〇〇 三〇〇	一一、六三〇 一、四、六〇〇 一〇
区	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	一、一三〇 一、五四〇 〇
分	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	三、四九〇 四、四二〇 〇
金額(円)	二九、一一〇 〇	三六、五〇〇 一〇	五、八六〇 七、四〇〇 〇

区	分		金額(円)
	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	
区	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	二、三〇〇 二、九九〇 〇
分	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	六、八〇〇 八、六〇〇 〇
金額(円)	五六、七〇〇 〇	七〇、九〇〇 〇〇	一一、三〇〇 一、四、二〇〇 〇〇
区	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	一、一〇〇 一、五〇〇 〇
分	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	三、四〇〇 四、三〇〇 〇
金額(円)	二八、三〇〇 〇	三五、五〇〇 〇〇	五、七〇〇 七、二〇〇 〇



備考 一(四) (略)	補助競 技場				陸上競 技場					
	その他の 催物に利 用する場 合		営利を目的として利用す る場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	その他の 催物に利 用する場 合		営利を目的として利用す る場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	入場料を徴収す る場合	入場料を徴収す る場合
	入場料を徴収し ない場合			入場料を徴収す る場合	入場料を徴収し ない場合			入場料を徴収す る場合	入場料を徴収し ない場合	入場料を徴収す る場合
	入場料を徴収す る場合		四、一〇〇 (五、一五〇)	二、五八〇 (三、一九〇)	九〇〇 (一、一三〇)		五〇〇 (四、一三〇)	六、五八〇 (八、三三〇)	二、一六〇 (三、八八〇)	一七、四九〇 (二一、九〇〇)
入場料を徴収す る場合		二〇、七七〇 (二五、九〇〇)	二、五八〇 (三、一九〇)	九〇〇 (一、一三〇)		五〇〇 (四、一三〇)	六、五八〇 (八、三三〇)	二、一六〇 (三、八八〇)	一七、四九〇 (二一、九〇〇)	

備考 一(四) (略)	補助競 技場				陸上競 技場					
	その他の 催物に利 用する場 合		営利を目的として利用す る場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	その他の 催物に利 用する場 合		営利を目的として利用す る場合	アマチュ アスポー ツに利用 する場合	入場料を徴収す る場合	入場料を徴収す る場合
	入場料を徴収し ない場合			入場料を徴収す る場合	入場料を徴収し ない場合			入場料を徴収す る場合	入場料を徴収し ない場合	入場料を徴収す る場合
	入場料を徴収す る場合		四、〇〇〇 (五、〇〇〇)	二、五〇〇 (三、一〇〇)	八八〇 (一、一〇〇)		五〇〇 (四、〇〇〇)	六、四〇〇 (八、一〇〇)	二、一〇〇 (三、八〇〇)	一七、〇〇〇 (二一、三〇〇)
入場料を徴収す る場合		二〇、二〇〇 (二五、二〇〇)	二、五〇〇 (三、一〇〇)	八八〇 (一、一〇〇)		五〇〇 (四、〇〇〇)	六、四〇〇 (八、一〇〇)	二、一〇〇 (三、八〇〇)	一七、〇〇〇 (二一、三〇〇)	

(二) 部分利用の場合

区	分		金額(円)
	児童生徒等	その他の者	
体育館	一、一八〇	〇	
体育館別	三九〇	〇	
館	七七〇	〇	

備考 一・二 (略)

(三) 個人利用の場合

区	分		金額(円)
	陸上競技	その他の者	
陸上競技	(略)	(略)	
場	一五〇		
(略)	(略)	(略)	
トレーニン	(略)	(略)	
ングセン	(略)	(略)	
ター	一五〇		

備考 一・三 (略)

二 総合競技場の会議室及びステージ

区	分		金額(円)
	第一会議室	第二会議室	
第一会議室	六四〇	九〇〇	
第二会議室	九〇〇	九〇〇	
第三会議室	六四〇	九〇〇	
ステージ(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	一、八五〇	二、三七〇	
第一会議室	九〇〇	九〇〇	
第二会議室	九〇〇	九〇〇	
第三会議室	六四〇	九〇〇	
第四会議室	九〇〇	九〇〇	

(二) 部分利用の場合

区	分		金額(円)
	児童生徒等	その他の者	
体育館	一、一五〇	〇	
体育館別	三八〇	〇	
館	七五〇	〇	

備考 一・二 (略)

(三) 個人利用の場合

区	分		金額(円)
	陸上競技	その他の者	
陸上競技	(略)	(略)	
場	一四〇		
(略)	(略)	(略)	
トレーニン	(略)	(略)	
ングセン	(略)	(略)	
ター	一四〇		

備考 一・三 (略)

二 総合競技場の会議室及びステージ

区	分		金額(円)
	第一会議室	第二会議室	
第一会議室	六二〇	八八〇	
第二会議室	八八〇	八八〇	
第三会議室	六二〇	八八〇	
ステージ(アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	一、八〇〇	二、三〇〇	
第一会議室	八八〇	八八〇	
第二会議室	八八〇	八八〇	
第三会議室	六二〇	八八〇	
第四会議室	八八〇	八八〇	

備考 一・二 (略)

三 総合競技場の設備等

区		分	金額(円)	
設備及び器具一点又は一式につき	アマチュアスポーツ	五、一五〇	一九、五四〇	
	大型映像装に利用する場合			
置	アマチュアスポーツ	一〇、二九〇		
	以外に利用する場合			

備考 (略)

備考 一・二 (略)

三 総合競技場の設備等

区		分	金額(円)	
設備及び器具一点又は一式につき	アマチュアスポーツ	五、〇〇〇	一九、〇〇〇	
	大型映像装に利用する場合			
置	アマチュアスポーツ	一〇、〇〇〇		
	以外に利用する場合			

備考 (略)

6 議案第 80 号 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案について

○三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表（第十一条、第十八条関係）

別表（第十一条、第十八条関係）

（一）施設  
スポーツガーデンのサッカー・ラグビー場

（一）施設

（一）施設

本部室	第四グラウンド	第三グラウンド	第二グラウンド	第一グラウンド	メイン・ラグビー場					区分		金額(円)			
					入場料を徴収する場合		入場料を利用する場合			アマチユアス生徒	ユアス生徒		ポーツ等	に利用者の	合する者の
					外に利用する場合	スポーツ以外に利用する場合	アマチユアス生徒	ユアス生徒	ポーツ等						
一、二四〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	一、八五〇	五〇	四、九四五〇	三、七〇〇	一四八、一二〇	一四、八一〇	一、一一〇	午後五時	午前九時			
一、五四〇	一、八五〇	一、八五〇			五〇	四、八六〇	四、三二〇	八八〇	一七五、九〇	一、二二〇	午後五時	午後五時			

本部室	第四グラウンド	第三グラウンド	第二グラウンド	第一グラウンド	メイン・ラグビー場					区分		金額(円)			
					入場料を徴収する場合		入場料を利用する場合			アマチユアス生徒	ユアス生徒		ポーツ等	に利用者の	合する者の
					外に利用する場合	スポーツ以外に利用する場合	アマチユアス生徒	ユアス生徒	ポーツ等						
一、二〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	〇	四、八〇〇	三、六〇〇	一四四、〇〇	一四、四〇〇	一、〇八〇	午後五時	午前九時			
一、五〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇			〇	五、七〇〇	四、二〇〇	一七一、〇〇	一七、一〇〇	一、二二〇	午後五時	午後五時			

第一会議室	二、一六二、七八
第二会議室	一、二四一、五四〇

備考 一〇五 (略)

(二) 設備

区	分	電光掲 示板		照明灯	備 放送設 場	第三グラ ンド	第四グラ ンド	金額(円)
		アマチュアスポー ツに利用する場合	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合					
メインサ ツカー・ ラグビー 場	アマチュアスポー ツに利用する場合							三七〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							一、二四〇
	アマチュアスポー ツに利用する場合							一四、四〇〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							二四一、七〇〇
第三グラ ンド	アマチュアスポー ツに利用する場合							一、一三〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							一、一三〇
	アマチュアスポー ツに利用する場合							八、二二〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							一三七、八二〇
第四グラ ンド	アマチュアスポー ツに利用する場合							八、二二〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							八、二二〇
	アマチュアスポー ツに利用する場合							一三七、八二〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							一三七、八二〇

備考 (略)

二 スポーツツガーデンの水泳場

(一) 施設

イ 専用利用の場合

区	分	金額	
		(円)	
メインプ ール	入場料を徴収す 等	児童生徒	七五、〇
	その他の	一五四、 二八〇	

第一会議室	二、一七〇、七〇
第二会議室	一、二〇〇、五〇〇

備考 一〇五 (略)

(二) 設備

区	分	電光掲 示板		照明灯	備 放送設 場	第三グラ ンド	第四グラ ンド	金額(円)
		アマチュアスポー ツに利用する場合	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合					
メインサ ツカー・ ラグビー 場	アマチュアスポー ツに利用する場合							三六〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							一、二〇〇
	アマチュアスポー ツに利用する場合							一四、〇〇〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							二三五、〇〇〇
第三グラ ンド	アマチュアスポー ツに利用する場合							一、一〇〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							一、一〇〇
	アマチュアスポー ツに利用する場合							八、〇〇〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							一三四、〇〇〇
第四グラ ンド	アマチュアスポー ツに利用する場合							八、〇〇〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							八、〇〇〇
	アマチュアスポー ツに利用する場合							一三七、八二〇
	アマチュアスポー ツ以外に利用する 場合							一三七、八二〇

備考 (略)

二 スポーツツガーデンの水泳場

(一) 施設

イ 専用利用の場合

区	分	金額	
		(円)	
メインプ ール	入場料を徴収す 等	児童生徒	七五、〇
	その他の	一五〇、 〇〇〇	

取する場合	区		金額(円)	備考 (略)
	分	単位		
入場料を徴一時間につき	二四、六八	〇		
取する場合	〇			

  

備考 (略)				備考 一〇四 (略)			
(二) 設備等				口 個人利用の場合			
取する場合	区		金額(円)	備考 (略)	備考 一〇四 (略)	備考 (略)	備考 (略)
	分	単位					
入場料を徴一時間につき	二四、六八	〇					
取する場合	〇						

  

備考 (略)				備考 一〇四 (略)			
(二) 設備等				口 個人利用の場合			
取する場合	区		金額(円)	備考 (略)	備考 一〇四 (略)	備考 (略)	備考 (略)
	分	単位					
入場料を徴一時間につき	二四、六八	〇					
取する場合	〇						

備考 (略)				備考 一〇四 (略)			
(二) 設備等				口 個人利用の場合			
取する場合	区		金額(円)	備考 (略)	備考 一〇四 (略)	備考 (略)	備考 (略)
	分	単位					
入場料を徴一時間につき	二四、〇〇	〇					
取する場合	〇						

  

備考 (略)				備考 一〇四 (略)			
(二) 設備等				口 個人利用の場合			
取する場合	区		金額(円)	備考 (略)	備考 一〇四 (略)	備考 (略)	備考 (略)
	分	単位					
入場料を徴一時間につき	二四、〇〇	〇					
取する場合	〇						

電光掲示	板	放送設備	各種競技 用器具一 式	合
入場料を徴 収しない場 合	入場料を徴 収する場合	入場料を徴 収する場合	入場料を徴 収する場合	入場料を徴 収する場合
一時間につ き	一時間につ き	一時間につ き	一日につき	一日につき
二、四七〇	一、一三〇	四、九四〇	四、九四〇	四、九四〇

三 スポーツガーデンの庭球場  
(一) 施設

センター コート		シエルタ コート		区	分	金額 (円)
入場料を徴収する場合		入場料を徴収する場合		合		
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合
児童	児童	児童	児童	児童	児童	児童
生徒	生徒	生徒	生徒	生徒	生徒	生徒
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
一、一三〇	二、二六〇	一、一三〇	二、二六〇	二、九四〇	二、九四〇	二、九四〇
四〇	四〇	四〇	四〇	五九、二〇〇	五九、二〇〇	五九、二〇〇
二、二四〇	二、二四〇	二、二四〇	二、二四〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
八〇	八〇	八〇	八〇	二四、六〇〇	二四、六〇〇	二四、六〇〇

電光掲示	板	放送設備	各種競技 用器具一 式	合
入場料を徴 収しない場 合	入場料を徴 収する場合	入場料を徴 収する場合	入場料を徴 収する場合	入場料を徴 収する場合
一時間につ き	一時間につ き	一時間につ き	一日につき	一日につき
二、四〇〇	一、一〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇

三 スポーツガーデンの庭球場  
(一) 施設

センター コート		シエルタ コート		区	分	金額 (円)
入場料を徴収する場合		入場料を徴収する場合		合		
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	アマチュアスポーツ 以外に利用する場合
児童	児童	児童	児童	児童	児童	児童
生徒	生徒	生徒	生徒	生徒	生徒	生徒
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
一、一〇〇	二、二〇〇	一、一〇〇	二、二〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
四〇	四〇	四〇	四〇	五七、六〇〇	五七、六〇〇	五七、六〇〇
二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇

照明灯		電光掲示板		区 分	金額(円)	会議室	屋内		屋外		ト		備考 一〇五 (略)					
ターコ	シェル	センター	センター				アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		
(略)	(略)	〇	一、二四〇	九九〇	(略)	六二〇	〇	三、一九〇	七四〇	三、七〇	五〇	一九、七〇	〇	一、九五〇	九九〇	四、九四〇	九九〇	四、九〇

照明灯		電光掲示板		区 分	金額(円)	会議室	屋内		屋外		ト		備考 一〇五 (略)					
ターコ	シェル	センター	センター				アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		
(略)	(略)	〇	一、二〇〇	九六〇	(略)	六〇〇	〇	三、一〇〇	七二〇	三、六〇	〇	一九、二〇〇	〇	一、九〇〇	九六〇	四、八〇〇	九六〇	四、八〇



放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、三七〇
	屋外コート (略)	(略)
放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、〇六〇
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、一三〇

備考 (略)

四 スポーツガーデンの体育館

(一) 施設(会議室を除く。)

イ 全部利用の場合

アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	二、三七〇 二、九九〇
	入場料を徴収する場合	五八、三二〇 七二、九三〇
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	三四、九八〇 四三、八二〇
	入場料を徴収しない場合	一一、六三〇 一四、六一〇

備考 一〇三 (略)

ロ 部分利用の場合

一競技種目一面又児童生徒等は一台につき	金額(円)	五七〇
	その他の者	一、一八〇

備考 一〇二 (略)

ハ 個人利用の場合

区	分	金額(円)
トレーニングル	(略)	(略)
その他の者		一五〇

放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、三〇〇
	屋外コート (略)	(略)
放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	二、〇〇〇
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	一、一〇〇

備考 (略)

四 スポーツガーデンの体育館

(一) 施設(会議室を除く。)

イ 全部利用の場合

アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	二、三〇〇 二、九九〇
	入場料を徴収する場合	五六、七〇〇 七〇、九〇〇
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収する場合	三四、〇〇〇 四二、六〇〇
	入場料を徴収しない場合	一一、三〇〇 一四、二〇〇

備考 一〇三 (略)

ロ 部分利用の場合

一競技種目一面又児童生徒等は一台につき	金額(円)	五五〇
	その他の者	一、一五〇

備考 一〇二 (略)

ハ 個人利用の場合

区	分	金額(円)
トレーニングル	(略)	(略)
その他の者		一四〇

備考 一・二 (略)  
(二) 会議室

区	分	金額(円)
会議室		六四〇 (九〇〇)

備考 一・二 (略)  
(三) 設備

区	分	金額(円)
設備及び器具一点又は一式につき		一九、五四〇

備考 (略)  
五 スポーツガーデンの多目的広場

区	分	金額(円)
多目的広場		二、〇六〇

六 スポーツガーデンのクライミングウォール

区	分	金額(円)
クライミングウォール		一、五四〇

備考 一・二 (略)  
(二) 会議室

区	分	金額(円)
会議室		六二〇 (八八〇)

備考 一・二 (略)  
(三) 設備

区	分	金額(円)
設備及び器具一点又は一式につき		一九、〇〇〇

備考 (略)  
五 スポーツガーデンの多目的広場

区	分	金額(円)
多目的広場		二、〇〇〇

六 スポーツガーデンのクライミングウォール

区	分	金額(円)
クライミングウォール		一、五〇〇



7 議案第 82 号 三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案について

○三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表(第十条、第十七条関係)		別表(第十条、第十七条関係)	
区	分	区	分
金額(円)		金額(円)	
入場料を徴収しない場合	一、八五〇	入場料を徴収しない場合	一、八〇〇
入場料を徴収する場合	七七、一四〇	入場料を徴収する場合	七五、〇〇〇
備考 (略)		備考 (略)	



8 議案第 83 号 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案について

○三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表(第十条、第十七条関係)		別表(第十条、第十七条関係)	
区	分	区	分
個人利用	金 額 (円)	個人利用	金 額 (円)
専用利用	二一〇	専用利用	二〇〇
備考 一・二 (略)	四、六三〇	備考 一・二 (略)	四、五〇〇



9 議案第 86 号 三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案について

○三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表（第十一条、第十八条関係） 一 施設の利用料金		別表（第十一条、第十八条関係） 一 施設の利用料金						
区分	区	分	一時間当たりの金額（円）	区分	区	分	一時間当たりの金額（円）	
								アマチュアスポーツ又はレクリエーション
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	入場料を徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	二、一六〇	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	入場料を徴収しない場合	日曜日、土曜日及び休日	二、一〇〇
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	入場料を徴収する場合	平日	一、八五〇	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	入場料を徴収する場合	平日	一、八〇〇
	音楽、プロスポーツ等の興行	入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び平日	一五、四二〇	音楽、プロスポーツ等の興行	入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び平日	一五、〇〇〇
	式典、集会等		平日	四一、四五〇	式典、集会等		平日	四〇、三〇〇
	展示会、見本市等		休日	三四、五六〇	展示会、見本市等		休日	三三、六〇〇
	展示会、見本市等		日曜日、土曜日及び平日	七、八一〇	展示会、見本市等		日曜日、土曜日及び平日	七、六〇〇
	展示会、見本市等		平日	六、四八〇	展示会、見本市等		平日	六、三〇〇
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション		休日	二五、九二〇	アマチュアスポーツ又はレクリエーション		休日	二五、二〇〇
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション		平日	二一、六〇〇	アマチュアスポーツ又はレクリエーション		平日	二一、〇〇〇
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション		（略）	（略）	アマチュアスポーツ又はレクリエーション		（略）	（略）
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	フットサルコート又はバスケットボールコート	日曜日、土曜日及び平日	一、二九〇	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	フットサルコート又はバスケットボールコート	日曜日、土曜日及び平日	一、二六〇
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	フットサルコート又はバスケットボールコート	平日	一、〇八〇	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	フットサルコート又はバスケットボールコート	平日	一、〇五〇
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	バレーボールコート	平日	八六〇	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	バレーボールコート	平日	八四〇
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	バレーボールコート	日曜日、土曜日及び休日	（略）	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	バレーボールコート	日曜日、土曜日及び休日	（略）
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	ハンドボールコート	平日	七二〇	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	ハンドボールコート	平日	七〇〇
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	ハンドボールコート	（略）	（略）	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	ハンドボールコート	（略）	（略）
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	一面に	（略）	（略）	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	一面に	（略）	（略）
	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	一面に	（略）	（略）	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	一面に	（略）	（略）



会	第アマチュ	二アスポー	競ツ又はレ	技クリエー	場 シオン	音楽、プ ロスポー	行 ツ等の興	式典、集 会等	展示会、 見本市等	アマチュ アスポー	ツ又はレ クリエー シオン	議		室	つき
												入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合		
六〇〇	九二〇	七二〇	八、〇二〇	六、六八〇	一六、五六〇	一三、七八〇	三、〇八〇	二、五七〇	一〇、三八〇	八、六四〇	(略)	八六〇	一、〇一〇	八六〇	四三〇

備考 一〇三 (略)  
二 設備及び器具の利用料金

会	第アマチュ	二アスポー	競ツ又はレ	技クリエー	場 シオン	音楽、プ ロスポー	行 ツ等の興	式典、集 会等	展示会、 見本市等	アマチュ アスポー	ツ又はレ クリエー シオン	議		室	つき
												入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場合		
六〇〇	九〇〇	七〇〇	七、八〇〇	六、五〇〇	一六、一〇〇	一三、四〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	一〇、一〇〇	八、四〇〇	(略)	八四〇	九九〇	八四〇	四二〇

備考 一〇三 (略)  
二 設備及び器具の利用料金

備考 (略)	具 その他の設備及び器	壁面収納可動席	冷暖房設備			照明設備			音響設備		電光得点表示盤	電光表示盤	区分
			場 第二競技	場 第一競技	場 第二競技	明	場 第一競技	場 第一競技	場 第二競技	場 第一競技			分
			一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一式	一式	一式	一式	単位
	一点又は式	一式										金額(円)	
	一〇、二八〇	二、二六〇	八、八四〇	三、八〇〇	九、七七〇	一、〇二〇	一、四四〇	二、二六〇	一、〇二〇	三、四九〇	二、三六〇	二、二六〇	

備考 (略)	具 その他の設備及び器	壁面収納可動席	冷暖房設備			照明設備			音響設備		電光得点表示盤	電光表示盤	区分
			場 第二競技	場 第一競技	場 第二競技	明	場 第一競技	場 第一競技	場 第二競技	場 第一競技			分
			一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一式	一式	一式	一式	単位
	一点又は式	一式										金額(円)	
	一〇、〇〇〇	二、二〇〇	八、六〇〇	三、七〇〇	九、五〇〇	一、〇〇〇	一、四〇〇	二、二〇〇	一、〇〇〇	三、四〇〇	二、三〇〇	二、二〇〇	



1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
3	地籍調査費負担金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7番29号	16,695 (H27.3)	県土の開発、保全、利用の高度化に資するため、地籍の明確化を図る場合に補助する。	(目的・理由) 国土調査特別措置法に基づく地籍調査にかかる経費の一部を負担する。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	①公共財 土地の境界を明確にすることにより、公共事業の促進が図れるなどの公共性を有する。	水資源・地域プロジェクト課	総務費	地域振興費	資源対策費	県土基礎調査推進事業費
4	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	15,432 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
5	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	14,523 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	同上	尾鷲市 尾鷲市中央町10番43号	10,560 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
7	同上	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1-1	14,265 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
8	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116番地	10,500 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
9	同上	多気町 多気郡多気町相可1600	10,500 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
10	同上	大台町 多気郡大台町佐原750番地	11,025 (H27.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
11	鉄道駅耐震補強事業費補助金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	34,833 (H26.4)	鉄道事業者が行う鉄道駅の耐震補強に要した経費の一部を国、沿線市町と協調して補助する。	(目的・理由) 鉄道利用者の安全確保を図るとともに発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能の確保を図る。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	⑤シビルミニマム 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上を図る。	交通政策課	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
12	鉄道施設耐震補強事業費補助金	同上	10,833 (H26.4)	鉄道事業者が行う橋梁や高架橋の耐震補強に要した経費の一部を国、沿線市町と協調して補助する。	(目的・理由) 鉄道利用者の安全確保を図るとともに緊急輸送道路の機能を維持するなど緊急応急活動機能の確保を図る。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
13	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	三岐鉄道株式会社 四日市市富田三丁目22番83号	48,334 (H26.4)	鉄道事業者が行う安全性の向上のために必要な設備整備等に要した経費の一部を国、沿線市町と協調して補助する。	(目的・理由) 鉄道事業者の安全な鉄道輸送の確保を図る。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	⑤シビルミニマム 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関である鉄道の安全性の向上を図る。	交通政策課	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
14	同上	伊賀鉄道株式会社 伊賀市上野丸之内61番地の2	10,085 (H26.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	同上	伊勢鉄道株式会社 鈴鹿市桜島町1丁目20番地	29,834 (H26.4)	鉄道事業者が行う安全性の向上のために必要な設備整備等に要した経費の一部を国と協調して補助する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
16	地域間幹線系統確保維持費補助金	三重交通株式会社 津市中央1-1	244,833 (H27.3)	乗合バス事業者が運営する広域幹線バス路線の欠損額及び車両購入の減価償却費にかかる補助対象経費に対し、国1/2、県1/2以内の割合で補助する。	(目的・理由) 地方バス運行の維持を図り、もって地域住民の福祉を確保する。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	⑤シビルミニマム 地域住民にとって必要不可欠な公共交通機関であるバス路線の維持・確保を図る。	同上	同上	同上	同上	同上

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
17	市町村合併支援交付金	紀北町 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島769番地1 他	332,700 (未定)	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	(目的・理由) 市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	①公共財 合併市町が実施する自主・自立の地域づくりに資するために支援を行う。	市町行財政課	総務費	地域振興費	市町振興費	市町合併推進事業費
18	「美し国おこし・三重」実行委員会負担金	「美し国おこし・三重」実行委員会 津市広明町13	118,590 (H26.4)	平成21年から平成26年の6年間にわたって実施する「美し国おこし・三重」の推進組織である「美し国おこし・三重」実行委員会に対し県負担金を交付する。	(目的・理由) 6年間にわたる「美し国おこし・三重」の着実な推進のために、さまざまな主体が参画する実行委員会が行う、地域づくりを支援する取組や平成26年の県民力拡大プロジェクトを全県的に展開するためのイベントに要する経費等を負担する。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 地域内外の交流を拡大させ地域活性化につなげようとするさまざまな取組が行われているが、個々の取組だけでは情報発信力や集客力にも限界がある。多彩なイベントを集中的・広域的に展開するとともに、情報発信・誘客活動を総合的に実施することが効果的であり、専門性・効率性の点から県による関与が必要である。	「美し国おこし・三重」推進プロジェクトチーム	総務費	地域振興費	地域振興費	「美し国おこし・三重」推進事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
19	スポーツ団体等 活性化補助金	公益財団法人三重 県体育協会 鈴鹿市御園町1669	19,231 (H26.4)	三重県体育協会の事業に 要する経費を補助する。	(目的・理由) 三重県体育協会の事業 活動を助成することによ り、アマチュアスポーツの 健全な普及振興と青少 年の健全な育成を図る。  (根拠) 地域連携部関係補助金 等交付要綱	②外部(不)経済 三重県体育協会は、本県 のアマチュアスポーツを統 轄する団体であり、当該団 体の事業活動経費を補助 することにより、アマチュア スポーツの健全な普及振 興と青少年の健全な育成 を図るものであることから、 公益性を有する。	スポーツ推 進課	総務費	スポー ツ推進 費	スポー ツ推進 費	スポーツ活 性 化事業費
20	同上	一般財団法人三重 県武道振興会 津市栗真中山町 816-6	12,157 (H26.4)	三重県武道振興会の事業 に要する経費を補助する。	(目的・理由) 三重県武道振興会の事 業活動を助成することによ り、アマチュアスポーツ の健全な普及振興と青 少年の健全な育成を図 る。  (根拠) 地域連携部関係補助金 等交付要綱	②外部(不)経済 三重県武道振興会は、各 種の武道大会や武道教室 を開催しており、当該団体 の事業活動経費を補助す ることにより、アマチュア スポーツの健全な普及振 興と青少年の健全な育成を 図るものであることから、 公益性を有する。	同上	同上	同上	同上	同上



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
21	三重県競技力向上対策本部負担金	三重県競技力向上対策本部 津市広明町13	63,651 (H26.4)	本県競技スポーツ水準の向上を図るために要する経費を負担する。	(目的・理由) 三重県競技力向上対策本部の事業経費を負担することにより、本県競技スポーツ水準の向上を効果的に推進する。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 本県競技スポーツ水準の向上を図ることで、本県選手がオリンピック競技大会や国民体育大会等の国内外の大会で活躍することは、県民に夢や感動を与え、一体感の醸成につながるものであることから、公益性を有する。	スポーツ推進課	総務費	スポーツ推進費	スポーツ推進費	スポーツ環境づくり事業費
22	第76回国民体育大会開催準備委員会負担金	第76回国民体育大会三重県準備委員会 津市広明町13	20,004 (H26.4)	国民体育大会の開催準備に要する経費を負担する。	(目的・理由) 本県スポーツの推進を図るとともに、県民総参加による郷土意識の高揚及び地域づくりを進め、あわせて全国へ向けて本県の情報を発信する。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 国体は、県民の健康増進を図り、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものであることから、公益性を有する。	国体準備課	同上	同上	同上	第76回国民体育大会開催準備事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
23	離島航路整備事業補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	13,321 (H27.3)	離島航路事業者に対して、欠損額の一部を補助する。	(目的・理由) 離島航路事業の維持改善を図り、離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資する。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	⑤シビルミニマム 離島と本土を結ぶ唯一の交通機関である離島航路を確保する。	南部地域活性化推進課	総務費	地域振興費	地域振興費	過疎・離島等振興対策費
24	紀南中核的交流施設整備事業支援補助金	株式会社エムアンドエムサービス 大阪市中央区北浜2丁目6-26	285,243 (H26.4)	紀南地域の集客交流の推進に向け、平成18年度に公募により決定した民間事業者が整備運営する紀南中核的交流施設の整備等に係る費用の一部を補助する。	(目的・理由) 紀南地域の集客交流の促進を図り、もって紀南地域の振興に資する。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	④市場の不完全性 東紀州地域は地域経済が停滞し過疎高齢化が進行するなど地域の活力が低下しており、当地域の活性化を図るための地域資源を活用した集客交流の取組には行政による関与が必要である。	東紀州振興課	同上	同上	同上	東紀州地域集客交流推進事業費
25	熊野古道世界遺産登録10周年事業負担金	熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会 熊野市井戸町371	43,414 (H26.4)	熊野古道世界遺産登録10周年事業三重県実行委員会が実施する事業に対し県負担金を交付する	(目的・理由) 熊野古道世界遺産登録10周年事業を実施し地域活性化を図る。  (根拠) 地域連携部関係補助金等交付要綱	②外部(不)経済 熊野古道世界遺産登録10周年を契機に地域活性化を図るために、記念イベントを集中的・広域的に展開し、情報発信・誘客促進に取り組むことが効果的であり、専門性・効率性の点から県による関与が必要である。	同上	同上	同上	同上	世界遺産熊野古道対策推進事業費